

# 外国特許トピックス

2021年8月  
特許業務法人志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## 中国特許権存続期間の延長について

中国で2021年6月1日より改正特許法(第4次改正法)が施行されました。この改正で特許権存続期間の延長が新設されました。改正特許法を実施するためのガイドラインとなる実施細則および審査指南が意見募集の段階で内容が確定していないため、これらが施行されるまでの間の経過措置を規定した「改正特許法の施行に関する関連審査業務処理の暫定弁法」(以下、暫定弁法)が同日付で施行されました。このたび、弊所案件において中国代理人より特許権存続期間延長の請求要否問い合わせがありました。そこで、現時点では内容が確定していませんが、複数の中国代理人から集めた情報を基に、弊所が把握している特許権存続期間の延長について紹介します。

### 1. 特許権存続期間の延長の概要

2021年6月1日以降に登録された特許について、出願日から4年、かつ実体審査請求日から3年経過している場合、特許権者は権利化過程における不合理な遅延について、特許権者自身に起因する不合理な遅延分を除き、特許存続期間延長を請求できます(改正特許法第42条2項、暫定弁法第5条)。

※改正特許法は他に新薬販売承認審査にかかった期間補償(補償期間:5年以内、新薬販売承認後の特許権の合計存続期間:14年以内の範囲での補償)も新設しています(改正特許法第42条3項、暫定弁法第6条)。今回は改正特許法第42条2項の特許存続期間延長に関する詳細を紹介します。

### 2. 改正特許法第42条2項で規定されている特許存続期間延長の要件と効果

	No.	内容
要件	1	出願日から起算して満4年以降に特許権が付与されたこと。
	2	実体審査請求日から起算して満3年以降に特許権が付与されたこと。
	3	特許権者が延長の請求を行うこと。
	4	特許の権利化過程における不合理な遅延があること。
効果		出願人に起因する不合理な遅延を除いた特許権の存続期間の延長が認められる。

※対象となる特許権について、暫定弁法第5条は**授権公告日が2021年6月1日以降の特許権**としています。

また、審査指南において、同一出願人が同日に同じ発明について実用新案出願と特許出願の両方を行い、かつ実用新案出願が実用新案権を付与された場合、当該特許権は補償の対象外と規定される予定です。

※審査指南において、要件1「出願日」は中国特許庁に出願手続きを行った日(分割出願は分割出願提出日)、要件2「実体審査請求日」は実体審査段階移行通知書の発行日と規定される予定です。

※要件3「請求」について、特許権者は**授権公告日から起算して3ヶ月以内に紙で請求**しなければなりません(暫定弁法第5条)。審査指南では、この請求時に費用も納付しなければならないことが規定される予定です(現時点で費用の具体的な金額は設定されていません)。

※要件4「不合理な遅延」について、審査指南では、手続の中止、保全措置、行政訴訟プロセス、補正をした後に特許権が付与された拒絶査定不服審判プロセスの状況で引き起こされた遅延、が除外される予定です。

※効果「出願人に起因する不合理な遅延」について、審査指南では、①拒絶理由通知を指定期限内に応答していないこと、②延期審査申請を行ったことなどが規定される予定です。

※効果「補償」について、審査指南では、①中国特許庁が特許権者の請求を審査し、要件を満たしていないと判断した場合に少なくとも通知書を1回発行する、②請求人は該当通知書に対し反論/補正を行うことができる、③その後依然として要件を満たさない場合に中国特許庁は存続期間延長を認めない決定を下すことができると規定される予定です。審査にかかる期間は、当該審査が方式審査に類似していることから1~2ヶ月程度とする見方があります。

※効果「補償」の延長期間算出方法について審査指南で規定予定内容の解釈を中国代理人に確認したところ、

①「実際の遅延日数」=「権利化過程における不合理な遅延日数」-「出願人に起因する不合理な遅延日数」

②「権利化過程における不合理な遅延日数」=「授権公告日」-「出願日より満4年または実体審査段階移行通知書発行日より満3年のいずれか新しい(遅い)日付」とのことでした。以下は具体例です。

【例】出願日:2016年4月8日/実体審査段階移行通知書発行日:2017年11月15日/授権公告日:2021年8月17日の場合、②より「権利化過程における不合理な遅延日数」は「2021年8月17日」-「2020年11月15日」=275日です。仮に本願でOA応答期限日:2019年8月1日/OA応答日:2019年8月20日(応答期限日延長手続き後応答)の場合、「出願人に起因する不合理な遅延日数」は「2019年8月20日」-「2019年8月1日」=19日です。従って①より「実際の遅延日数」=275日-19日=256日となります。

改正特許法は既に施行されているため、特許権者は特許存続期間延長の請求を提出できます。しかし、中国特許庁が提出された請求の審査を行うのは、改正実施細則・審査指南の施行後になると思われます(2021年10月中に施行されると見込んでいる中国代理人もいます)。施行後の内容を確認し、改めて紹介します。以上